

株 主 各 位

証券コード 7150
2019年6月6日
松江市朝日町484番地19

株式会社島根銀行
代表取締役 鈴木良夫
頭 取

第169期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第169期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時15分までに行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 島根県松江市朝日町484番地19 当行 本店（3階大会議室）
3. 目的事項

報告事項

1. 第169期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第169期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2019年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

場所 島根県松江市朝日町484番地19 当行 本店（3階大会議室）
（末尾の「会場ご案内略図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年6月25日（火曜日）午後5時15分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://www.e-sokai.jp>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2019年6月25日（火曜日）午後5時15分入力完了分まで

詳細については次頁をご覧ください。>>>

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」、連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部ではありません。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載させていただきます。



当行ホームページ
アドレス

<https://www.shimagin.co.jp/>

■ ご利用にあたって

インターネット等による議決権行使は、パソコンから当行の指定する議決権行使サイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただくことによるのみご利用が可能です。

※ インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による
議決権行使期限

2019年6月25日(火) 午後5時15分まで
となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 日本証券代行(株) 代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル) 受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

第169期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、国際業務、証券業務、内国為替業務の他に、代理業務、証券投資信託・損害保険商品・生命保険商品の窓口販売業務、市場誘導業務などの附帯業務を行っております。

(金融経済環境)

2018年度のわが国の経済は、企業収益が高い水準にある中で、雇用・所得環境も着実に改善し、個人消費も持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。

金融市場において長期金利は、世界経済の減速懸念を背景に、米利上げ観測の後退や国内景気の先行きに慎重な見方が続く中、10年国債金利は1月以降概ねマイナス圏で推移しました。

日経平均株価は、米中貿易摩擦への懸念が後退し、世界的に投資家心理が改善する中で1月以降上昇に転じ、概ね21,000円台で推移しました。

為替は、米利上げ観測が後退し、日米金利差が縮小する中でも、投資家心理の改善から、1月以降米中貿易摩擦への懸念等を背景に円安・ドル高が進み、概ね110円台で推移しました。

こうした中、当地山陰の経済をみますと、企業収益の改善を背景に雇用・所得環境は着実に改善しており、総じて、全国同様、緩やかな回復基調が続きました。

(事業の経過及び成果)

当行の第169期の業績につきましては、役職員一丸となって業績の向上と経営の効率化、顧客サービスの充実に努めてまいりました結果、次のようになりました。

預金につきましては、公金預金が増加しましたが、個人預金が減少したことなどから、全体では期中59億円減少し3,586億円となりました。また、貸出金は、地公体向け貸出金、法人向け貸出金や個人向け貸出金が増加したことなどから、全体では期中216億円増加し2,899億円となりました。有価証券は、債券や株式が減少したことなどから、全体で期中36億円減少し866億円となりました。

損益面につきましては、貸出金残高の増加を主因として貸出金利息が増加しましたが、有価証券関係収益が減少したことなどから、経常収益全体では前期比1,558

百万円減少し6,501百万円となりました。一方、経常費用は、営業経費が減少したことなどから、全体では前期比267百万円減少し6,068百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比1,290百万円減少の432百万円となり、当期純利益は、前期比291百万円減少の323百万円となりました。

人員につきましては、前期末比14名減少の382名（うち出向28名）となっております。

店舗につきましては、前期末比1か店減少の33か店であり、店舗外現金自動設備は前期末比1か所増加し33か所となっております。

（対処すべき課題）

当地山陰におきましては、人口の減少や少子高齢化の進行などにより、経済規模は縮小傾向にあり、景気回復を実感できるには至っておりません。加えて、日本銀行によるマイナス金利政策の下、厳しい収益環境が続く中、政府によるキャッシュレス化の推進や金融庁による監督指針の見直しなど、当行を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。

このような中、2018年度決算においては、当期純利益は323百万円を確保したものの、本業部門の収益力を示すコア業務純益については、3期連続マイナスとなりました。

このため、根幹業務であります貸出金利息の改善を中心とした営業施策の着実な実践に加えて、営業コストの最適化など、抜本的な収益改善策に取り組み、早期にコア業務純益を黒字化していく所存でございます。

また2019年度より新中期経営計画『お客さまのために考動するしまぎん』（計画期間：2019年4月～2022年3月）をスタートいたします。

お客さま第一主義を基本として組織全体の意識転換を図った上で、お客さまとのリレーションに重点をおき、お客さま一人ひとりのニーズに応じて考動する営業活動を展開することで、お客さまと役職員の双方が満足度を高め、ひいては、お客さまに末永くお付き合いをして頂ける銀行を目指してまいります。

この他、社会貢献活動についても積極的に推進してまいりますとともに、これからも地域に根ざした銀行として、当地域の経済を支えていくという重要な使命を全うするため、役職員が一丸となって邁進する所存でございます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預	金	3,682	3,689	3,645	3,586
	定期性預金	2,479	2,441	2,392	2,294
	その他	1,203	1,248	1,253	1,292
貸	出金	2,666	2,635	2,682	2,899
	個人向け	829	830	1,032	1,055
	中小企業向け	1,118	1,063	1,037	1,128
	その他	718	741	613	715
有	価証券	1,010	1,017	903	866
	国債	498	477	455	431
	その他	511	539	447	434
総資産		4,230	4,192	4,086	4,131
内国為替取扱高		7,878	7,718	7,083	7,307
外国為替取扱高		2百万ドル	1百万ドル	0百万ドル	0百万ドル
経常利益		1,093百万円	1,605百万円	1,723百万円	432百万円
当期純利益		646百万円	950百万円	614百万円	323百万円
1株当たり当期純利益		116円29銭	170円97銭	110円59銭	58円28銭

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	382人	396人
平 均 年 齢	38年10月	39年0月
平 均 勤 続 年 数	15年10月	16年0月
平 均 給 与 月 額	296千円	298千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。
 4. 上記のうち、当期末における出向使用人数は28名であります。

	当 年 度 末		前 年 度 末	
使 用 人 数	本 部 部 門	営 業 部 門	本 部 部 門	営 業 部 門
	97人	285人	99人	297人

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
島 根 県	24	(7)	25	(5)
鳥 取 県	9	(4)	9	(4)
合 計	33	(11)	34	(9)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を33か所（前年度末32か所）及びコンビニエンスストア内等でご利用いただける株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を25,152台（前年度末24,391台）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,750台（前年度末12,980台）、ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,476台それぞれ設置しております。

□. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 1. 当年度中に、以下の店舗ネットワークの見直しを実施しました。

支店から出張所へ種類変更	山代支店、上乃木支店、大東支店
出張所の統合 ※	南出張所、北出張所、出雲中央出張所、根雨出張所、米子東出張所
店舗の廃止	松江営業センター

※ ブランチ・イン・ブランチ（店舗内店舗）の形態で統合店舗所在地に移転しております。

2. 当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下の通りであります。

・ 店舗外現金自動設備の新設

- 本店営業部 豎町出張所（松江市）
- 本店営業部 大輪町出張所（松江市）
- 出雲支店 渡橋出張所（出雲市）
- 米子支店 日野町出張所（日野町）
- 米子支店 車尾出張所（米子市）

・ 店舗外現金自動設備の廃止

- 大田支店 イオン大田店（大田市）
- 浜田支店 シティパルク浜田（浜田市）
- 益田支店 ゆめタウン益田店（益田市）
- 角盤町支店 イオン米子駅前店（米子市）

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	328
---------------	-----

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

□. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
松江リース 株式会社	松江市西津田 一丁目5番 18号	一般諸機械器具及び設備等 の動産のリースならびに売 買・融資、手形の割引及び 債務の保証業務・前項に附 随又は関連する一切の業務	1981年 4月25日	268百万円	98.50%	子会社
しまぎん ユーシー カード 株式会社	松江市朝日町 484番地19	クレジットカード業務・金 銭貸付業務・信用保証業 務・有価証券の保有・信用 調査業務・前項に付帯又は 関連する一切の業務	1997年 10月22日	30百万円	5.00%	関連 法人等

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀40行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀40行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫260金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合142組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連693（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀40行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 中国総合信用株式会社（中国地区第二地銀協地銀等の共同出資により設立）において中国地区第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出および預入れサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
鈴木 良 夫	取締役頭取（代表取締役）		
飯 塚 貴 久	常 務 取 締 役		
朝 山 克 也	常 務 取 締 役		
吉 川 隆 博	常 務 取 締 役		
松 井 和 城	取 締 役		
竹 原 信 彦	取 締 役		
森 脇 章 雄	取 締 役		
上 野 豊 明	取締役（社外取締役）		
多々納 道子	取締役（社外取締役）	大 学 教 授	
小 谷 周 作	常 勤 監 査 役		
周 藤 滋	監査役（社外監査役）	弁 護 士	
石 原 明 男	監査役（社外監査役）	税 理 士	
岡 崎 勝 彦	監査役（社外監査役）	大 学 教 授	

(注) 2018年6月26日開催の第168期定時株主総会終結の時をもって、取締役相談役田頭基典氏、常務取締役若槻明彦氏及び取締役金築宏氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	12	310 (233)
監 査 役	4	42 (23)
計	16	352 (256)

- (注) 1. () 内は、報酬以外の金額であります。
2. 「報酬等」には役員株式給付引当金、業績連動賞与引当金として費用処理した額を含んでおります。使用人兼務役員の使用人給与相当額23百万円(うち、報酬以外の金額3百万円)は含んでおりません。
3. 「支給人数」「報酬等」には、2018年6月26日開催の第168期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役3名の報酬及び退職慰労金並びに2018年6月26日開催の第168期定時株主総会において承認された、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を含んでおります。
4. 2018年6月26日開催の第168期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額10,800万円以内(但し、使用人給与相当額は含まれておりません)、監査役の報酬限度額を年額2,160万円以内と決議をいただいております。また、2018年6月26日開催の第168期定時株主総会において、取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を含みます)を対象に株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。信託に拠出する金銭の上限金額は、2事業年度ごとに取締役分として6,600万円(うち社外取締役分として400万円)、監査役分として800万円、合計7,400万円であります。
5. 2010年6月25日開催の第160期定時株主総会において、社宅提供費用を取締役に対する金銭以外の報酬として、月額15万円以内と決議をいただいております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
上 野 豊 明	該当事項はありません。
多々納 道 子	島根大学名誉教授、松江市教育委員会委員
周 藤 滋	周藤滋法律事務所 弁護士
石 原 明 男	石原明男税理士事務所 税理士
岡 崎 勝 彦	島根大学名誉教授

(注) 取締役上野豊明氏、多々納道子氏ならびに監査役周藤滋氏、石原明男氏及び岡崎勝彦氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
上野 豊明	4年10ヶ月 (2014年 6月27日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	金融行政経験や他の金融機関での監事経験で培われた豊富な知識からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
多々納 道子	3年10ヶ月 (2015年 6月26日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	学識経験者（大学教授）としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
周 藤 滋	23年10ヶ月 (1995年 6月29日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会14回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
石原 明男	12年10ヶ月 (2006年 6月28日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会14回の全てに出席しております。	税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
岡崎 勝彦	12年10ヶ月 (2006年 6月28日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会14回の全てに出席しております。	学識経験者（大学教授）としての専門的見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5	37 (24)	—

(注) 1. () 内は、報酬以外の金額であります。

2. 銀行から受けている報酬等には、役員株式給付引当金として費用処理した額1百万円が含まれております。また、2018年6月26日開催の第168期定時株主総会において承認された、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を含んでおります。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 新田 東平 指定有限責任社員 奥田 賢 指定有限責任社員 小林 豊和	43	(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由) 当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度の監査実績・監査報酬、同業他行の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し同意をしております。

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人に、当行及び当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、43百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合、即ち1.職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、2.

会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、3.心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、会計監査人に信用不安が発生した場合、その他継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生したと判断した場合には、解任又は不再任に関する議案の内容を監査役会で決定し株主総会に上程する方針です。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

当行が「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

①当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程及びそれに関する議事録管理要領に従い、以下の文書について適切に保存及び管理(廃棄を含む。)を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行う。

- (ア) 株主総会議事録
- (イ) 取締役会議事録
- (ウ) 経営会議議事録
- (エ) 業務監査会議議事録
- (オ) 株主総会議事録謄本

イ. 前号に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて保存期間、管理方法等を文書管理規程で定める。

②当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

ア. 業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。

(ア) 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

(イ) 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産、負債(オフバランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク

a. 金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下し損失を被るリスク

- b. 為替リスク
外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
 - c. 価格変動リスク
有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク
 - (ウ) 流動性リスク
運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスク
 - (エ) オペレーショナル・リスク
業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
 - a. 事務リスク
役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク
 - b. システムリスク
コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
 - c. 法務リスク
法令規程等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク
 - d. 人的リスク
人材の流出・喪失等や士気の低下等により損失を被るリスク
 - e. 有形資産リスク
災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産（設備什器等）、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等により損失を被るリスク
 - f. 風評リスク
風説・風評から顧客やマーケット等において評判が悪化することにより損失を被るリスク
 - イ. 統一的リスク管理体制の基礎として、統一的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統一的リスク管理体制を構築する。
 - ウ. 統一的リスク管理の実践については、リスク資本計画を取締役会において決定し、管理状況について四半期に1回取締役会に報告する。また、統一的に管理するための具体的な施策として、「統一的リスク管理施策」を取締役会において決定し、管理状況について四半期に1回取締役会に報告する。
 - エ. 経営上重大な危機（地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等）が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
- ③ 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、付議事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議においての議論を経て決定する。
 - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。
- ④ 当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程（基本方針）及びコンプライアンス・マニュアル（遵守基準、具体的な手続・手順）を定める。
 - イ. 代表取締役頭取はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

- ウ. コンプライアンスの実践については、コンプライアンス体制全体の統合的な運営計画である「コンプライアンス統合プログラム」並びに本部及び営業店のコンプライアンス運営計画である「コンプライアンス個別プログラム」を策定するとともに、遵守すべき法令等の特定、チェック・監督体制、教育・研修の内容、実効性のフォロー体制、事故処理対策、各部門が所管する各種規程等の整備等を行い、取締役会において決定し、運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告する。
 - エ. 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役および代表取締役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
 - オ. 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署及び外部機関（顧問弁護士）を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。
 - カ. 利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。
 - キ. 反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による当行の被害を最小化する。
 - ク. 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
 - ケ. 経営上重大な危機（不正、法令違反等）が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
 - コ. 財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当行グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。
 - サ. 金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮することで、地域金融機関としての公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。
 - シ. 内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理規程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。
- ⑤当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - (ア) 取締役及び業務を執行する社員の職務の執行については、子会社・関連会社に関する規程に従い、子会社等の経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項等について報告を受ける体制を構築する。
 - イ. 当行の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。
 - a. 信用リスク
 - 与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
 - b. 市場リスク
 - 金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産、負債（オフバランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
 - (a)金利リスク
 - 金利変動に伴い損失を被るリスクで、金融機関からの調達金利の上昇がリース契約等の利率に転嫁できないこと及び、保険事故の増加により動産総合保険料率が変動することに

- より、利益が低下し損失を被るリスク
- (b)為替リスク
 - 外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
- (c)価格変動リスク
 - 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク
- c. 資金リスク
 - 金融機関の融資スタンスの変化からノンバンク向け貸出の規制等で必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること、及び、金融機関の破綻により預金保険制度の保護範囲を超えた部分の資金確保が困難になることにより損失を被るリスク
- d. オペレーショナル・リスク
 - 業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
 - (a)事務リスク
 - 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク
 - (b)システムリスク
 - コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
 - (c)法務リスク
 - 法令規程等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク
 - (d)人的リスク
 - 人材の流出・喪失等や士気の低下等により損失を被るリスク
 - (e)有形資産リスク
 - 災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産(設備什器等)、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等により損失を被るリスク
 - (f)風評リスク
 - 風説・風評から顧客等において評判が悪化することにより損失を被るリスク
- (イ) 統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。
- (ウ) 経営上重大な危機(地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
- ウ. 当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (イ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。
- エ. 当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程(基本方針)及びコンプライアンス・マニュアル(遵守基準、具体的な手続・手順)を定める。
 - (イ) 代表取締役社長はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

- (ウ) コンプライアンスの実践については、コンプライアンス・チェック表により、毎日、コンプライアンスの実施状況を管理し、コンプライアンスに関すると思われる案件等については、随時個別に代表取締役社長に報告する。
 - (エ) 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、代表取締役社長及び当行の子会社を所管する部署又はコンプライアンス統括部署を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。
 - (オ) 利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。
 - (カ) 反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による被害を最小化する。
 - (キ) 財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当行グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。
 - (ク) 金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。
 - (ケ) 内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理規程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。
- ⑥ 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定する。また、監査役補助者の解任、人事異動、賃金等の改定についても、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、さらに、監査役補助者の評価は監査役が行うことで、取締役会からの独立を確保する。
 - イ. 監査役補助者は、専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し、業務の執行にかかる役職を兼務しない。
- ⑦ 当行の監査役への報告に関する体制
- ア. 当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制
 - (ア) 取締役及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。
この報告としての主なものは以下のとおり。
 - a. コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
 - b. 業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
 - c. 重要な会計方針及び会計基準変更
 - d. 業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
 - e. 通報システムの運用及び通報の内容
 - f. 行内申請書及び会議議事録の回付の義務付け
 - イ. 当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
 - (ア) 取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。
この報告としての主なものは以下のとおり。

- a. コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
 - b. 業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
 - c. 重要な会計方針及び会計基準変更
 - d. 業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
 - e. 内部通報システムの運用及び通報の内容
 - f. 社内申請書及び会議議事録の回付の義務付け
- ⑧前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に基づき、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を構築する。
- ⑨当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。
- ⑩その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。
 - イ. 監査役が業務監査室の実施する経営監査、拠点監査にかかる実施計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、その修正等を求めることができる体制を構築する。また、経営監査、拠点監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策を求めることができる体制を構築する。
 - ウ. 監査役が会計監査人を監視し、会計監査人の取締役会からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける体制を構築する。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る各書類については、行内規程等に従って適切に保存及び管理いたしました。
- ②当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ア. 取締役会においてリスク資本計画及び統合的リスク管理施策を決定し、その管理状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。
- ③当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 経営会議を55回、取締役会を15回開催し、各々の規程の定めに基づいて、付議・報告をいたしました。
 - イ. 取締役会において中期経営計画に基づく業務運営方針を決定し、その進捗状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。
 - ウ. 取締役は、各担当部門の業務執行状況を月に1回取締役会に報告いたしました。
- ④当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 取締役会において「コンプライアンス統合プログラム」並びに「コンプライアンス個別プログラム」を決定し、その運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告いたしました。

- イ. コンプライアンスに関する研修を15回開催し、不祥事防止及び情報漏えい・紛失事故防止等について周知・徹底いたしました。
- ⑤ 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当行は、子会社から月に1回当該子会社の取締役会における決議・報告事項について報告を受けました。
 - イ. 子会社・関連会社に関する規程に基づき、子会社から経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項、リスク管理に関する事項、コンプライアンスに関する事項等について報告を受けました。
- ⑥ 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定することとしておりますが、監査役からの求めはありませんでした。
- ⑦ 当行の監査役への報告に関する体制
 - ア. 当行の取締役会には全ての監査役が、経営会議には常勤監査役が出席し、当行の取締役及び使用人が必要な報告をいたしました。
 - イ. 当行の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。
 - ウ. 当行の子会社の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。
- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア. 監査役に報告を行った者が不利な取扱いを受けない旨を内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に定め、これを行内に周知いたしました。
- ⑨ 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ア. 監査役職務の執行について生ずる費用については、全て当行が負担いたしました。
- ⑩ その他当行の監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席いたしました。
 - イ. 業務監査室は、監査役に対して経営監査、拠点監査に係る実施計画及び各監査の実施状況について報告いたしました。
 - ウ. 会計監査人は、監査役に対して会計監査計画及び監査結果について報告いたしました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第169期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	21,906	預 金	358,657
現 金	4,525	当 座 預 金	7,869
預 け 金	17,381	普 通 預 金	118,141
金 銭 の 信 託	201	貯 蓄 預 金	2,282
有 価 証 券	86,631	通 知 預 金	594
国 債	43,135	定 期 預 金	226,926
地 方 債	2,528	定 期 積 金	2,477
社 債	12,216	そ の 他 の 預 金	364
株 式	2,359	借 入 金	30,240
そ の 他 の 証 券	26,392	そ の 他 負 債	1,228
貸 出 金	289,906	未 決 済 為 替 借 入	189
割 引 手 形	1,106	未 払 法 人 税 等	50
手 形 貸 付	6,644	未 払 費 用	684
証 書 貸 付	240,335	未 収 収 入	74
当 座 貸 越	41,819	給 付 補 填 備 金	0
外 国 為 替	1	り 一 ス 債 務	80
外 国 他 店 預 け 金	1	資 産 除 去 債 務	51
そ の 他 資 産	1,123	そ の 他 の 負 債	98
未 決 済 為 替 貸 入	54	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	21
未 払 費 用	22	偶 発 損 失 引 当 金	26
未 収 収 入	347	役 員 株 式 給 付 引 当 金	15
そ の 他 の 資 産	699	業 績 連 動 賞 与 引 当 金	2
有 形 固 定 資 産	8,419	繰 延 税 金 負 債	100
建 物	5,716	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	259
土 地	2,388	支 払 承 諾	5,973
リ ー ス 資 産	66	負 債 の 部 合 計	396,524
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	248	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	697	資 本 金	6,636
ソ フ ト ウ ェ ア	674	資 本 剰 余 金	472
リ ー ス 資 産	9	利 益 剰 余 金	8,335
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	13	利 益 準 備 金	802
前 払 年 金 費 用	109	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,533
支 払 承 諾 見 返 金	5,973	別 途 積 立 金	2,072
貸 倒 引 当 金	△1,808	繰 越 利 益 剰 余 金	5,461
資 産 の 部 合 計	413,164	自 己 株 式	△55
		株 主 資 本 合 計	15,388
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	712
		土 地 再 評 価 差 額 金	538
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,251
		純 資 産 の 部 合 計	16,639
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	413,164

第169期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金 合計			
当期首残高	6,636	472	472	763	2,072	5,391	8,227	△43	15,292
当期変動額									
剰余金の配当						△194	△194		△194
利益準備金の積立				38		△38	—		—
当期純利益						323	323		323
自己株式の取得								△55	△55
自己株式の処分						△20	△20	43	22
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	38	—	69	108	△12	96
当期末残高	6,636	472	472	802	2,072	5,461	8,335	△55	15,388

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,780	538	2,319	17,611
当期変動額				
剰余金の配当				△194
利益準備金の積立				—
当期純利益				323
自己株式の取得				△55
自己株式の処分				22
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,068		△1,068	△1,068
当期変動額合計	△1,068	—	△1,068	△972
当期末残高	712	538	1,251	16,639

第169期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	22,144	預 金	358,367
金 銭 の 信 託	201	借 用 金	32,515
有 価 証 券	86,184	そ の 他 負 債	1,320
貸 出 金	288,002	睡眠預金払戻損失引当金	21
外 国 為 替	1	偶 発 損 失 引 当 金	26
リース債権及びリース投資資産	4,346	役員株式給付引当金	15
そ の 他 資 産	1,940	業 績 連 動 賞 与 引 当 金	2
有 形 固 定 資 産	8,486	繰 延 税 金 負 債	115
建 物	5,716	再評価に係る繰延税金負債	259
土 地	2,388	支 払 承 諾	5,973
リ ー ス 資 産	9	負 債 の 部 合 計	398,618
その他の有形固定資産	372	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	716	資 本 金	6,636
ソ フ ト ウ ェ ア	674	資 本 剰 余 金	472
リ ー ス 資 産	18	利 益 剰 余 金	9,280
その他の無形固定資産	23	自 己 株 式	△55
退 職 給 付 に 係 る 資 産	157	株 主 資 本 合 計	16,333
繰 延 税 金 資 産	45	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	712
支 払 承 諾 見 返	5,973	土 地 再 評 価 差 額 金	538
貸 倒 引 当 金	△1,943	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	32
資 産 の 部 合 計	416,256	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,283
		非 支 配 株 主 持 分	21
		純 資 産 の 部 合 計	17,638
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	416,256

第169期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	8,577
資金運用収益	4,726
貸出金利	3,767
有価証券利息	940
預金の利息	18
その他の受入利息	0
役務の取引等収益	534
その他の営業収益	293
償却債権の經常収益	3,023
その他の經常収益	20
経常費用	3,002
経常利益	8,078
資金調達費用	339
預借金の借取引支払利息	319
借入金の支払利息	0
その他の支払利息	19
役務の取引等費用	0
その他の営業費用	717
その他の經常費用	3
貸倒引当金の繰入額	4,732
その他の引当金の繰入額	2,285
繰入額	232
経常利益	2,052
特別利益	498
国庫特別補助	12
固定資産処分損失	1
固定資産圧縮損失	12
税金等調整前当期純利益	497
法人税、住民税及び事業税	32
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	30
法人税等調整額	68
当期純利益	131
非支配株主に帰属する当期純利益	365
親会社株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	365

第169期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,636	472	9,129	△43	16,195
当期変動額					
剰余金の配当			△194		△194
親会社株主に帰属する当期純利益			365		365
自己株式の取得				△55	△55
自己株式の処分			△20	43	22
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	150	△12	138
当期末残高	6,636	472	9,280	△55	16,333

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	1,780	538	63	2,383	20	18,599
当期変動額						
剰余金の配当						△194
親会社株主に帰属する当期純利益						365
自己株式の取得						△55
自己株式の処分						22
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,068		△30	△1,099	0	△1,098
当期変動額合計	△1,068	—	△30	△1,099	0	△960
当期末残高	712	538	32	1,283	21	17,638

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行

2019年5月9日

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 林 豊 和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島根銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行

2019年5月9日

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 林 豊 和 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社島根銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島根銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第169期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社島根銀行 監査役会

常勤監査役 小 谷 周 作 ㊟

社外監査役 周 藤 滋 ㊟

社外監査役 石 原 明 男 ㊟

社外監査役 岡 崎 勝 彦 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行の利益配分につきましては、公共性・社会性を強く認識し、地域金融機関としての使命を遂行しながら、確固とした経営基盤に基づき自己資本充実を図り、経営体力に見合った配当を実施することを基本方針としております。

つきましては、次のとおり1株当たり10円の配当を実施させていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金10円

総額55,754,930円

なお、中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金20円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役上野豊明氏は、本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、その補欠として取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任された場合の任期は、退任される取締役の任期の満了すべき時である2020年の定時株主総会終結の時までとなります。

新任取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式数	当行との 特別の 利害関係
<p>なごしのぼる 名越昇 (1950年8月13日生)</p>	<p>1974年4月 島根県信用保証協会入協 1993年4月 経営相談室室長 2001年11月 社会福祉法人隠岐共生学園 理事(現職) 2004年4月 業務統括部長 2008年4月 常勤理事 2012年4月 常務理事 2014年4月 専務理事 2016年3月 島根県信用保証協会退任 2016年4月 有限会社日建商事 代表取締役(現職)</p>	-	<p>当行との間に通常の銀行取引がありません。</p>
<p><取締役候補者とした理由> 名越昇氏は、島根県信用保証協会において専務理事を務められ、長きに亘り地元事業者と金融機関との金融円滑化に携わっております。金融関係業務に関する豊富な経験・知見を活かして、今後当行の経営に対して独立した立場から有益な助言やご指摘をいただけると判断し、社外取締役候補者としたものです。</p>			

(注) 1. 名越昇氏は、社外取締役候補者であります。

2. 名越昇氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役石原明男氏は、本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任された場合の任期は、退任される監査役の任期の満了すべき時である2020年の定時株主総会終結の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

新任監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式数	当行との 特別の 利害関係
す とう とも ゆき 周 藤 智 之 (1972年1月5日生)	2005年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2009年7月 公認会計士登録 2014年9月 監査法人トーマツ退所 2014年10月 周藤公認会計事務所 所長(現職) 2014年11月 税理士登録 2016年11月 みらいサポート税理士法人 社員(現職)	-	なし
<p><監査役候補者とした理由> 周藤智之氏は、公認会計士として、豊富な経験と高度な専門性と幅広い見識を有しておられます。専門家としての立場から取締役の職務執行の監督を、的確、公正かつ効率的に執行していただけると判断し、社外監査役候補者としたものです。</p>			

- (注) 1. 周藤智之氏は、社外監査役候補者であります。
2. 周藤智之氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2018年6月26日開催の第168期定時株主総会において選任いただきました補欠監査役長岡一彦氏の選任の効力が失効いたしますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役小谷周作氏の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式数	当行との 特別の 利害関係
なが おか かず ひこ 長岡一彦 (1967年6月2日生)	1991年4月 当行入行 2008年7月 リスク管理室次長 2013年7月 リスク管理室上席次長 2014年7月 リスク管理室長 2016年7月 総合企画グループ部長(現職)	株 174	当行との間に通常の銀行取引があります。

以上

会場ご案内略図

当行 本店

(3階大会議室)

〒690-0003 島根県松江市朝日町484番地19

■JR松江駅より徒歩3分■



※臨時駐車場として朝日町パーキングを準備しておりますが、収容台数に限りがございますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。